

# 避難所における 感染症対策マニュアル（第4版）

令和5年6月改訂

平塚市

## 目次

1. 目的	… 1
2. 避難所等開設前の確認	… 1
3. 開設準備	… 2
4. 開設後の運営	… 4
5. 閉鎖時の対応	… 6
6. その他の留意点等	… 6
7. 参考資料等	… 9
【資料1】新型コロナウイルス感染症の心配がある場合の対応	…10
【資料2】体調確認用避難者カード（避難世帯票）	…11
【資料3】感染症拡大防止のためお願い	…12
【参考1】感染症対策についての掲示物一覧（参考）	…13
【参考2】避難所運営にあたり対応場面ごとに想定される装備について（参考）	…14
【参考3】手作り感染予防着（ガウン）の作り方	…15
【参考4】感染予防具の脱ぎ方	…16

# 1. 目的

感染症まん延下での指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所等」という。）では、大勢の方が同じ空間で過ごすことや、トイレや物資などを避難者が共用すること、また断水などの影響で衛生環境が悪化することが懸念されます。

本マニュアルは、感染のリスクや正しい対処方法について事前に確認し運営時に活用することで衛生環境の悪化を防ぎ、避難者と職員の健康を保ちながら円滑な避難所運営ができるようにすることを目的としています。

## 2. 避難所等開設前の確認

避難所等の開設が決定した際、避難所等へ参集する職員は次の項目について確認をします。

### (1) 従事する職員の体調確認

台風接近等により、避難所等を開設する可能性がある、又は開設が決定した場合、避難所に参集する前に各自で体調に問題がないか、次の項目を確認してください。

1	体温を測定し、平熱と変わりがあるか	あり	なし
2	息苦しさや（呼吸困難）強いだるさ（倦怠感）があるか	あり	なし
3	咳やのどの痛みがあるか	あり	なし
4	味覚や嗅覚が鈍っているような変化があるか	あり	なし
5	下痢や吐き気がある、またはその他体調に不安な点があるか	あり	なし

#### ◆上記項目の「あり」に1つでも当てはまった場合

⇒避難所運営には従事せず、避難所配備職員リーダー又はサブリーダーに避難所運営に従事できない旨、報告してください。

※避難所配備職員の中で基礎疾患（糖尿病など）がある方や妊婦の方がいる場合は、感染症対策をして運営する上で配慮が必要な方となるため、従事する職員について開設前までに配備職員間で調整をしてください。

職員が体調不良等により欠員する場合に備え、情報拠点配備職員が応援従事できるよう体制を組んでいます。応援職員が必要な場合は、避難班（教育総務課 電話 35-8113）へ連絡してください。

### (2) 基本的な感染対策の確認

基本的な感染対策を念頭に置き運営ができるよう、次の点について確認します。

#### 1 手洗いなど手指衛生を確保すること

#### 2 マスクの着用を推奨(※)

#### 3 密接・密集・密閉（3つの密）を避けるように配慮すること

参考

〔※未就学児については、基本的な対策をとったうえで、個々の状況に応じて着用するかどうか同伴者の判断としてください。（個々の発達の状況等を考慮することから一律にはマスクの着用を推奨しません。）〕

### (3) 体調不良者の避難スペースを確認する

①受入時点で体調が悪い方や、滞在中に体調が悪化した方が出た場合、健常者が滞在する避難スペース（主に体育館や格技場）とは別に体調不良者の避難スペースを確保できるか確認します。

②あらかじめ決めているスペース（傷病者対応スペースなど）を体調不良者用とするか、事前に用意が出来ていない場合は施設管理者と調整します。

③使用する部屋は、児童などの使用者が少ないことや、定期的な換気のため窓が一カ所以上ある空間であることが望ましいですが、施設側の事情も考慮して避難スペースを確保してください。

④別部屋を確保できない場合は、基礎疾患（糖尿病、循環器疾患等）がある方や、高齢者、妊婦、児童とはできる限り離れた場所に備蓄品(※)を活用し、体調不良者用の避難スペースを確保します。

※活用できる市の防災備蓄品として、プライベートルームとマルチルーム等があります。



【プライベートルーム】



【マルチルーム】



【間仕切りテント(屋根無)】

#### (4) 収容人数を確認する

- ・避難スペースでは、避難世帯毎に間隔を空け、密集しないようにすることが必要です。
- ・感染症まん延下では、世帯間の間隔を考慮すると1世帯（同居家族単位）あたり約9㎡（3m×3m）程度のスペースを想定します。（1世帯は4人と想定）（4ページ参照）

#### (5) 衛生資器材（備蓄品）の確認

避難所に備蓄している衛生資器材の品目や保管場所を確認しておいてください。

配備している衛生資器材の主な用途は次のとおりです。（職員も使用可能です）

##### 【避難所用備蓄品 衛生資器材一覧】

	衛生資器材	数量	主な用途
1	サージカルマスク(大人用、子供用 60枚/箱)	5箱	避難者・職員用、作業による埃の吸引予防用
2	非接触型体温計	3台	体温確認用
3	接触型電子体温計	3本	体調不良者等体温再確認用
4	液体ハンドソープ(500ml)	4本	流水での手洗い用
5	紙タオル(200枚/パック)	7パック	流水後の手拭き、清掃用
6	消毒ウェットタオル(100枚/本、ボトルタイプ)	15本	接触型電子体温計使用後の消毒、よごれのふき取り
7	消毒液、ハンドジェル	7本	手指消毒、流水での手洗いが出来ない場合
8	キッチンハイター(1.5ℓ)※	2本	施設内の消毒用(スプレーボトルに入れ水で希釈し使用)
9	モップ(替糸、柄)	2本	施設内の消毒(掃除)用
10	スプレーガン(液体スプレーボトル1ℓ)	2本	施設消毒用 次亜塩素酸ナトリウム液用容器
11	プラスチック手袋(100枚/箱)	4箱	受付時や清掃用(Mサイズ、Lサイズ各2箱)
12	ゴム手袋(50枚/箱)	1箱	清掃用(Lサイズ)
13	防護服(XL、L、M)	10枚	体調不良者スペース清掃用等(XL6枚、L2枚、M2枚)
14	ゴミ袋45ℓ	50枚	プラスチック手袋等装備物廃棄用
15	使い捨て鉛筆(スリッパペンシル)	300本	避難者カード記載用(接触感染防止の観点から、世帯に1本配付し不特定多数の者での使いまわしを避けるため)
16	ゴーグル(職員用)	2個	体調不良者対応時や清掃用(共用はしない)
17	フェイスシールド(職員用)	10枚	受付時や清掃用(共用はしない)
18	口腔ケアウェットティ(100枚/箱)	1箱	歯ブラシがない時や断水時に歯磨きが出来ない場合
19	GUMデンタルリンス(250ml)	1本	歯ブラシがない時や断水時に歯磨きが出来ない場合
20	紙コップ(30個/パック)	7パック	口腔ケア時や、ほ乳瓶がなく赤ちゃんにミルクをあげる場合
21	ラップポン(ラップ式簡易トイレ)	1~2台	体調不良者用のトイレが確保できない場合

※次亜塩素酸ナトリウム液(8の衛生資器材)は手指消毒には使用しないでください

★各防護品を装備する場面の想定については、本マニュアル14ページ(参考2)「避難所運営にあたり対応場面ごとに想定される装備について(参考)」を参考にしてください。

なお、衛生資器材等の備蓄品は随時拡充していく予定です。

### 3. 開設準備

避難所等へ参集後、「指定緊急避難場所運営マニュアル(風水害対応マニュアル)ひな型」(以下、「風水害対応マニュアル」とする。)10ページ資料1-1「開設準備チェックリスト」を基に、準備を進めるとともに、次の事項についても準備をします。

#### (1) 開設中に必要となる備蓄品の準備

防災備蓄倉庫に保管している次の備蓄品を持ち出し、それぞれ必要な場所へ配備してください。

設置場所	必要な備蓄品	注意点
受付	①マスク ②消毒液、ハンドジェル ③避難者カード(資料 2) ④使い捨て鉛筆 ⑤非接触型体温計(※)、 接触型電子体温計 ⑥ゴーグル、フェイスシールド ⑦プラスチック/手袋	・マスクは、受付時に着用していない方へ、1人1枚配付してください。 ・数に限りがあるため、受付にマスクを1箱、消毒液類を1本設置してください。在庫分は目につきにくい所へ置き、受付に置いていないマスクのサイズが必要な場合は、在庫の中から取り出し渡してください。 ・使い捨て鉛筆は世帯毎に1本配付してください。(回収はしません) ・非接触型体温計は電池を入れ、使用説明書をよく読み使用してください。 ・ゴーグルは全職員分の数が無い為、使用者を限定し使用してください。 ・受付時はプラスチック手袋を着用し、汚れたり破れたりした場合等必要に応じ交換してください。(着脱方法は7ページ6(2)を参照)
避難 スペース	⑧拡声器 ⑨プライベートルーム ⑩マルチルーム ⑪間仕切りテント ⑫ダンボールベッド	・拡声器には電池を入れ、使用説明書をよく読み使用してください。 ・プライベートルームやマルチルーム、間仕切りテントは体調不良者避難スペースや更衣室、救護スペース等必要に応じて使用してください。 (プライベートルームの組立方法は、風水害対応マニュアル資料5を参照) ・ダンボールベッドは地面に座ることの難しい高齢者や、体調不良者等がいた場合、必要に応じて使用してください。
手洗い場	⑬ハンドソープ ⑭紙タオル ⑮ゴミ袋 45L	・紙タオルは、タオルを持参していない方向けです。 ・断水時や、ハンドソープがなくなった場合、消毒液等を使用してください。 ・紙タオルを捨てる用のゴミ袋を手洗い場に設置してください。

※非接触型体温計が防災備蓄倉庫内で見つからない場合は、避難班(教育総務課 電話 35-8113)へ

## (2) 職員が装備する物品の準備

- ・不特定多数の避難者が集まる避難所においては、感染症まん延のリスクを考慮し、マスクの着用が推奨されます。(不織布マスクを推奨)
- ・受付時、消毒や清掃時、物品の受け渡し等で避難者との接触がある場合など、必要に応じてゴーグル・プラスチック手袋を使用できるよう準備します。

## (3) 「感染症対策へご協力をお願いします」及び「感染症拡大防止のためのお願い」の掲示物を受付や避難スペース(目のつきやすいところ)に掲示する

開設セットに入っている「感染症対策へご協力をお願いします」(手洗い、咳エチケット等の案内)のポスターを施設内に掲示してください。受付、トイレ、手洗い場、避難スペース内など、目のつきやすいところへ掲示します。

同様に、開設セットに入っている「感染症拡大防止のためのお願い(避難スペースでの注意点)」(本マニュアル、資料3)についても、受付及び避難スペース等に掲示します。

掲示をする際は、施設の壁を傷つけないように配慮し、セロハンテープや養生テープで貼り付けてください。感染予防のポスター等が足りない場合は、開設セット内の用紙を活用し、作成します。

## (4) 受付において、記載場所と受付場所は別に用意する

避難者カードを記載する場所と受付場所(避難者カード提出場所)は別に用意する。

## (5) 「避難者カードについて」の掲示物を避難者カード記載台付近に掲示する

開設セットに入っている「避難者カードについて」を記載台付近に掲示します。

## (6) 受付列の立ち位置を示す

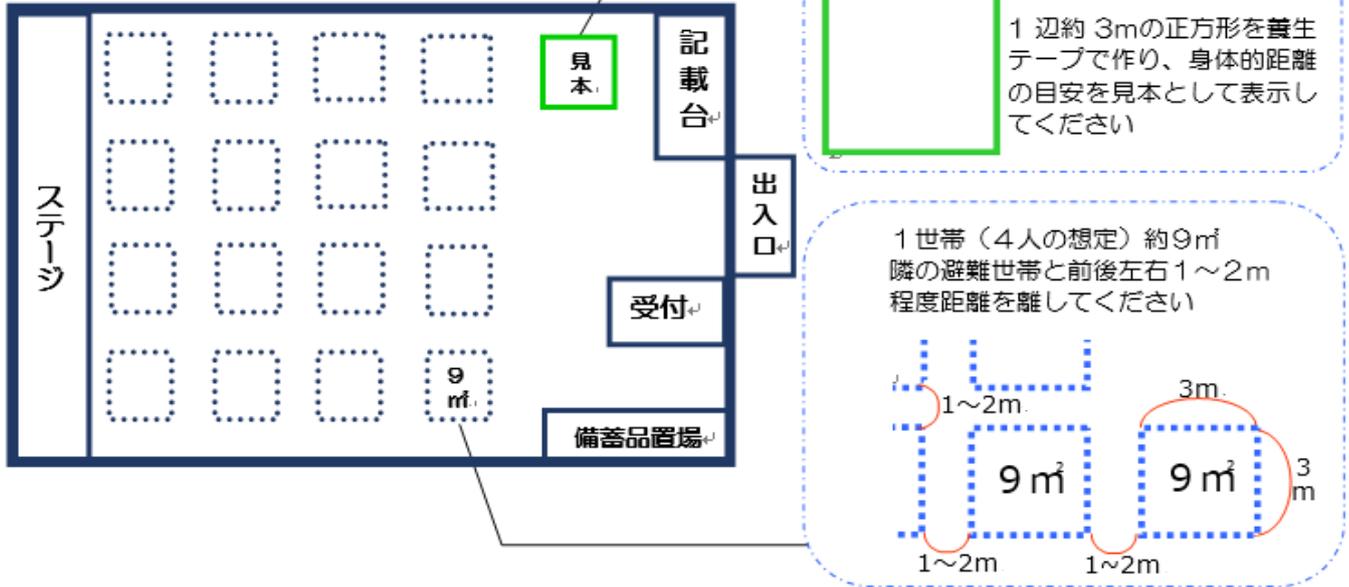
受付列が密な状態とならないようにするため、養生テープ等で立ち位置を示し、間隔を空けて並ぶようなレイアウトづくりをします。

風雨の状況によっては、避難スペース内に案内したのちに、避難者カードを配付し受付手続をすることが想定されるので、可能な範囲で行います。

## (7) 避難スペースに、身体的距離を確保するための目安の距離を示す

密集状態を避けるために、健常者を受け入れる避難スペース（主には体育館）の入り口や目のつきやすい場所の床に、身体的距離の目安として、養生テープで約3m四方の囲みを1～2箇所作ります。または、備蓄品のブルーシート（※）を活用し、約3m四方で広げて展示し、滞在するスペースの目安を示してください。

【体育館避難スペース レイアウト全体（例）】



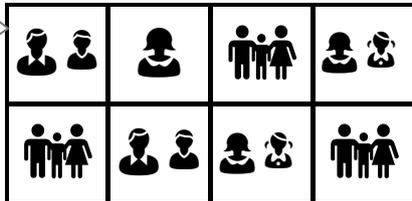
※各世帯の滞在スペースの目安となるブルーシート（3.6×2.7m≒9㎡）を50枚配備しています。

各世帯に貸出し（又は運営スタッフで事前に敷き）、避難スペースで滞在する際に活用することも出来ます。使用した場合は消毒液を用いて拭き掃除をし、元通りの状態となるよう丁寧に畳んで返却するよう周知してください。

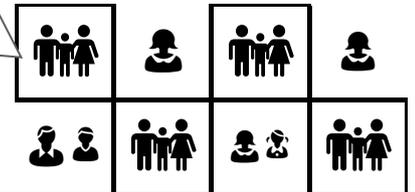
### 【参考】間仕切りテントなどの備蓄品を活用する場合

配慮を必要とする方や体調不良者のスペース等において備蓄品の間仕切りテント等を並べて使用する場合は、隣世帯との空間を遮断することが出来るため、通路用のスペース（1～2m距離確保）を省くことが出来ます。

〈例1〉  
間仕切りテント等を8つ活用した場合



〈例2〉  
間仕切りテント等を4つ活用した場合  
※隣接する間仕切りにより、半分の個数で対応可能



## 4. 開設後の運営

開設後は、風水害対応マニュアル（5ページ「6 指定緊急避難場所の運営」）及び避難所運営マニュアル（主に地震災害を想定としているマニュアル）を基に運営を行うとともに、次の業務も行います。

### (1) 避難者の受け入れ

#### ア 避難者が来場した際は、屋内の入り口付近で体温測定を行います。

- ★避難者の体温が37℃以上の場合は、「平熱」「微熱」「熱がある」かを聞き取り判断してください。発熱が疑われる方は接触型の体温計で体温を再測定してください。なお、日本人の平均体温は36.55℃から37.23℃の範囲内（36.89±0.34℃）とされています。（（一社）日本計量器機工業連合会）
- (ア) 非接触型体温計を避難者の額から1～5cm程度離し、測定します。（測定距離は説明書に従ってください）

(イ) 37℃未満の方や平熱と判断できる方はイへ

(ウ) 微熱や熱がある方がいたら、健常者と避難スペースを分離します。新型コロナウイルス感染症まん延下においては、10ページ資料1「新型コロナウイルス感染症の心配がある場合の対応」を基に、避難者自ら新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルに問い合わせをしてもらいます。自らの体調と避難所等での滞在について相談をもらい、資料1のフローに基づき対応します。

なお、体調不良者が滞在する場合、または滞在中体調不良者が出た場合は、避難部へ避難者の人数を報告する際に体調不良者の人数も報告してください。

**イ 避難者を受け入れる際「【体調確認用】避難者カード（避難世帯票）」（A4サイズ、11 ページ資料2参照）を使用し、避難者の情報と体調について確認をします。**

（ア）避難者世帯毎に「【体調確認用】避難者カード」を1枚、使い捨て鉛筆1本を配付し、世帯全員分（一緒に避難している者）の避難者情報と体調について記載してもらいます。

なお、物品の使いまわしによる感染症拡大を避けるため使い捨て鉛筆は回収せず避難者に持ち帰って処分するようにをお願いします。（又はゴミ袋を設置して回収してください。）

（イ）体調不良者が見つかった場合は、健常者と避難スペースを分離し（ウ）と同様の対応をします。

**※避難者から収集した情報は個人情報となるため、取り扱いには十分注意してください。**

**ウ 記入が済んだ避難者カードが提出される際、基本ルール（風水害対応マニュアル資料2）に加え次の点に留意するよう避難者に案内します。（本マニュアル12 ページ資料3）**

- ① 滞在中はマスクの着用を推奨します。避難スペースに入る際は手指消毒をしてください。（※）
- ② 避難スペースでは、世帯毎に1～2mの距離をあけて滞在し、他の避難者との接触は避けてください。移動する際も、人との間隔に距離を保つようにしてください。
- ③ 食事の前や、トイレの後など、こまめに手洗いをしてください。
- ④ 咳やくしゃみをする際は、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を押さえる、又は上着の内側や袖で覆うなどして咳エチケットを守ってください。
- ⑤ マスクや各自で出したゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑥ 滞在中、体調が悪くなった場合は、職員へお声掛けください。
- ⑦ 可能な範囲で職員が換気をします。

※避難者がマスクを持参していない場合は、備蓄品のマスクを配付してください。

なお、未就学児については、基本的な対策をとったうえで、個々の状況に応じて着用するかどうか同伴者の判断としてください。

## （2）会話や全体へのアナウンス

- ・避難者や職員間で会話する際は、距離をとり対面を避けるようにしてください。
- ・避難者全体へのアナウンスや、大きな声で話さなければならない場合は、備蓄品の拡声器（メガホン）を使用してください。

## （3）体調不良者の体調確認等

- ・運営中は、担当者を限定（1～2人）し、定期的に体調不良者の体調確認を行ってください。
- ・1～2時間ごとなど定期的に確認ができる範囲で時間を決め、職員が様子を見に行き、体調について変わりが無いか等を口頭で確認します。
- ・体調が悪化し、避難所内での対応が難しい場合は、救急車を呼びます。
- ・急な体調悪化が心配される場合は、必要に応じて同一世帯の方を付き添わせるなどして、体調不良者を極力単独で滞在させないようにしてください。
- ・可能な範囲で体調不良者専用のトイレを確保し、健常者と共用しないようにしてください。

## （4）避難スペースの利用

- ・避難スペースでは各世帯3m四方の範囲で、区画の広さは世帯人数に応じて調整してください。
- ・各世帯との距離（通路）は1～2m程度の間隔を空けてください。
- ・校舎内については施設管理者と協議のうえ、可能な範囲で利用してください。
- ・定期的な換気ができるように事前に開放するドア（窓）を決め、ドアなどの前に物資を置かないでください。避難者がドア（壁）から離れて滞在するようにすることも必要です。
- ・マスクやティッシュ等の感染リスクがあるゴミが、避難スペースに放置されることの無いよう、各自が出したゴミはすぐにゴミ袋にまとめ、しっかりとゴミ袋の口を縛るよう周知してください。  
※避難者が必要とするゴミ袋が不足する場合は、開設セット内にある「レジ袋20号」を使用してください。

## （5）消毒・換気等のルールについて

- ・可能な範囲で、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液（キッチンハイター）等を用いて多くの人が触る部分を「2時間ごと」などのルールを決めて定期的に消毒し、清掃してください。（必ず手袋を着用する）
- ・特に、トイレ・出入口受付付近・ドアノブ・スイッチなどは重点的に消毒をします。

- ・0.05%次亜塩素酸ナトリウム液は、水1ℓにキッチンハイター25 ml(付属キャップ1杯)の割合で作ります。  
(水 500 mlの場合はペットボトルのキャップ 1 杯分のキッチンハイターを入れる)
  - ・換気は最低でも2時間ごとに10分間程度を目安に行い、対角の窓を開ける等して空気の流れをできるだけ作るようにしてください。(風水害時は状況を見て、可能な範囲で換気を行ってください)
- ※次亜塩素酸ナトリウムの注意点
- ・金属は腐食を起こす場合があることから、拭いた後は水拭きし乾燥させてください
  - ・目や皮膚に入らないよう注意し、製品の使用上の注意をよく読み正しく取り扱ってください

【R2.6.4 事務連絡「学校における消毒の方法等について」、文部科学省 より引用】

【「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト-手引き版-Ver.2」人と防災未来センター研究員高岡誠子 より引用】

【「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」厚生労働省 より引用】

【「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)」文部科学省 より引用】

## 5. 閉鎖時の対応

避難所等を閉鎖する際は、風水害対応マニュアル（8 ページ「10 指定緊急避難場所の閉鎖」）及び避難所運営マニュアル（主に地震災害を想定としているマニュアル）を基に対応するとともに、次の業務も行います。

### （1）避難スペースの換気

避難スペースとして利用したすべての部屋（体育館や教室等）について、空気の流れを作るため複数の窓がある場合、対面に位置する二方向の壁の窓を全開にして、10分以上換気を行います。

【参考：「～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ～「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、厚生労働省】

### （2）体調不良者の避難スペースの消毒

体調不良者が滞在していた避難スペース（床など）を、アルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、紙タオルや雑巾、モップ等でふき取り消毒してください（ドアノブや手すり、イスの背もたれ・座面の裏など）。消毒する際は、マスクやビニール手袋、ゴーグルなどを必ず装着してください。

### （3）共用した物品やスペースの消毒

トイレ、手洗い場、使用したゴーグル、ドアノブ、受付スペース、また可能な範囲で避難スペース（床など）のふき取り消毒をしてください（トイレのドアノブ、手洗い場の蛇口ひねり口、受付の記載台など）。

### （4）紙タオルや清掃時に出たゴミの収集

手洗い場に設置したゴミと、清掃時等に出たゴミをゴミ袋にまとめてください。ゴミを捨てるときは、『ゴミに直接触れない』『ゴミ袋はしっかりしばって封をする』『捨てた後は手を洗う』を徹底してください。

また、体調不良者が出したゴミを収集する場合は上記の点に留意した上で、袋をしばった際に隙間があったり袋が破れる恐れがある場合などで更に密閉性を高める必要がある場合は、ゴミ袋を二重にするなどしてください。

その後、運営で出たゴミは屋外倉庫にまとめて置いてください。後日、災害対策本部で回収します。

### （5）体調確認用避難者カードの取りまとめ

記載済みの「【体調確認用】避難者カード（避難世帯票）」は取り扱いに注意し、全てまとめた上で「避難施設名・避難者数（名簿枚数）・提出者」を記載した表紙をつけて翌登庁日に避難部（教育総務課）へ提出してください。1か月を目安に避難部で保管し、必要がなくなった際に破棄します。

## 6. その他の留意点等

### （1）手袋、マスク、防護服等の取り扱い等について

手袋やマスク等の着脱を行う際は、次の点に注意してください。

- ・手袋は、多数の方が触れる場所での作業時（清掃、物資・食事の配付等）に付けてください。
- ・手袋は、2種類（ビニール手袋、ゴム手袋）あります。  
〔ビニール手袋〕受付やその他多数の方が触れる作業をする場合に使用してください。  
〔ゴム手袋〕特にトイレ清掃時など、ウイルス等のしぶきが飛ぶ可能性が高い場合に使用してください。
- ・手袋は、汚れた時・破れた時・一連の作業が終了するごとに交換してください。

- ・ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋・マスクとセットで装着してください。ゴーグルがない場合は眼鏡でも代用が可能です。
- ・マスクや手袋等を外す際に、汚染のリスクが高まります。外す際は、袖口をつかみ手袋の内側が表になるように外し、手袋の表側には触らず、外した後は、必ずすぐに手を洗うか、手指消毒をしてください。（「参考 4」16 ページ参照）
- ・防護服は、感染症疑いの方が滞在する部屋に入り対応する場合や、吐物や排せつ物などを掃除する等、しぶきが飛んでウイルスが身体につく可能性が高い場合に着用してください（長袖ガウンでも代用可：「参考 3」15 ページ参照）
- ・食事などでマスクを一時的に外すときは、テーブルに置くと、マスクが汚染される可能性があることや、マスクでテーブルを汚染することにつながります。  
脱いだマスクは、清潔な袋に入れ、ティッシュで包んだりして、ポケットやバッグ、卓上に置くなど保管します。マスクの外面は汚染されている可能性があるため、触れないように気を付けましょう。
- ・防護服の脱衣方法は「資料 4」感染予防着（ガウン）の脱ぎ方（16 ページ）を参照し、防護服の表面を触らないように脱衣し、汚れた防護服はゴミ袋に入れ、ゴミ袋の口をしっかり縛って処分します。

【「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト-手引き版-Ver.2」人と防災未来センター 研究員 高岡 誠子、より引用】  
 【「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」（JVOAD 避難生活に関する専門委員会、2021.5.26（第4版））より引用】  
 【参考：「教育プログラム PPE(個人防護具)の正しい使用法」メドライン・ジャパン合同会社】

## （2）ダンボールベッドの取り扱い等について

ダンボールベッドの取り扱いについて次の点に注意してください。

### （使用対象者）

体調不良者や床に座ることが難しい高齢者がいる場合等、必要に応じて使用してください。

### （組立・使用方法）

ダンボールベッドの箱内にある説明書を参照し、けがをしないよう注意しながら組み立ててください。

再利用するため、ダンボール小箱底面のテープによる接着は簡単で構いません。

また、寝床となる面にはブルーシート等の敷物を敷いて使用し、敷物は使用後に消毒してください。

### （ベッド以外の活用方法）

・ベッドを構成するダンボール小箱には物品を収納することが出来ます。（忘れ物には注意して下さい）

・ベッドを囲うことのできる間仕切りを外せば、ベッドがイス代わりにもなります。

### （使用上の注意）

水に弱いので屋外での使用は控えてください。/一点に荷重しないでください。/ベッドの上で飛び跳ねないでください。

### （使用後の取り扱い）

ダンボールベッドは、**再利用**します。ダンボール小箱を丁寧に畳み、元の箱に戻し備蓄倉庫へ収納してください。

ただし、体調不良者の方が使用した場合や、著しい破損や汚れがある場合は資源ゴミとして処分します。

※処分する必要がある場合は、元の箱に戻し、箱表面の目立つ部分に「廃棄」及び「使用日」を大きく記入し、屋外倉庫に他のゴミと一緒にまとめて置いてください。（例：「廃棄 RO年〇月〇日～〇日使用」）

### (3) ゴーグルの使用・消毒について

職員がゴーグルを使用する場合は、次の点に注意して使用し、消毒をしてください。

#### (使用上の注意点)

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄および消毒を行う
- ・一度外した場合には、再度装着の前に洗浄および消毒を行う
- ・損傷した場合（ゴーグルがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄する（※）
- ・ゴーグルを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れる

#### ▽使い捨てのゴーグルは、次のような適切な洗浄および消毒を確実に行うことで再利用できます

- ・手袋を装着したまま、ゴーグルのまず内側、次いで外側を丁寧に拭く
- ・「アルコール」または「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム」を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルの外側を拭く
- ・「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム」で消毒した場合、ゴーグルの外側を「水」または「アルコール」で拭き、残留物を取り除く
- ・清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、良く乾燥させる
- ・手袋を外した後は、手指の衛生を行う

【R2.4.14 事務連絡「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて」厚生労働省、より引用】

※破損により廃棄した場合は、災害対策課へ連絡してください。

### (4) 手洗いについて

感染症の予防に最も重要な対策は、効果的な手洗いです。

次のような場面で、手洗いが必要です。

- ・トイレの後
- ・食事の準備の前後
- ・飲食した後
- ・傷口部分に触れる前後
- ・手袋を脱いだ後
- ・マスクを取り外す前後
- ・洗浄や消毒を行った後
- ・ペットやペットフードに触れた後
- ・ゴーグルを外した後
- ・汚れた衣類等に触れた後
- ・顔や口に触れた後
- ・鼻水や痰、またはそれらで汚れたティッシュに触れた後など

【「避難所における感染対策マニュアル」2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染抑制に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）、より引用】

※断水時やハンドソープが無くなった場合は、消毒液類を使用してください。

### (5) 補足

- ・本マニュアルは随時見直しますが、避難所運営時に従事する方は自身でも厚生労働省や各関係省庁、各関連学会等の情報を参照し、最新の情報に置き換え可能な範囲で対応してください。

## 7. 参考資料等

- (1) 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト-手引き版-、及び（簡易版）  
[人と防災未来センター 研究員 高岡 誠子] <https://www.dri.ne.jp/research/reports/special/165/>
- (2) 新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル [公益社団法人日本医師会監修]  
[https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/saigai\\_shelter\\_manual2.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/saigai_shelter_manual2.pdf)
- (3) 新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために [防衛省統合幕僚監部]  
[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2021covid\\_19\\_new2.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2021covid_19_new2.pdf)
- (4) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました [厚生労働省]  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- (5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン(第2版) [神奈川県くらし安全防災局]  
[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/90578/01\\_guideline\\_hontai.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/90578/01_guideline_hontai.pdf)
- (6) 令和4年12月版「避難所マニュアル策定指針」 [神奈川県]  
[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62623/202212\\_hinanjyo\\_manual\\_shishin.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62623/202212_hinanjyo_manual_shishin.pdf)
- (7) 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック [特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク] <http://jvoad.jp/guideline/>
- (8) 「新型コロナウイルス感染症 ～市民向け感染予防ハンドブック」 [東北医科薬科大学病院]  
<https://www.hosp.tohoku.ac.jp/release/news/28477.html>
- (9) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～  
[文部科学省] [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- (10) 平塚保健福祉事務所 新型コロナウイルス感染症情報サイト [神奈川県]  
[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2p/cnt/f47/hiratsukahwc\\_covid-19.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2p/cnt/f47/hiratsukahwc_covid-19.html)
- (11) 令和2年7月避難所における感染症対策研修(職員向け)資料・質疑応答集  
【キャビネット(全庁)】 災害対策課> 訓練・研修> 訓練・研修資料> 避難所配備職員研修> R2\_感染症対策研修

### 【参考資料等二次元バーコード】

<p>(1) 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト</p> 	<p>(2) 新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル</p> 	<p>(3) 新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために</p> 	<p>(4) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」</p> 	<p>(5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン</p> 
<p>(6) 「避難所マニュアル策定指針」</p> 	<p>(7) 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック</p> 	<p>(8) 新型コロナウイルス感染症 ～市民向け感染予防ハンドブック</p> 	<p>(9) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル</p> 	<p>(10) 平塚保健福祉事務所 新型コロナウイルス感染症情報サイト</p> 

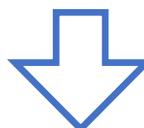
## ※新型コロナウイルス感染症の心配がある場合の対応

次のいずれかに該当がある方

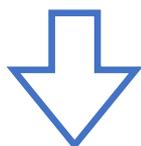
- 発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳、のどの痛み、味覚障害・嗅覚障害等のいずれかで症状がある場合や、普段と異なる症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合



健常者が避難するスペースとは別に、体調不良者用避難スペース（なるべく児童が使用しない部屋）に移動させる。もしくは、備蓄品のマルチルームやプライベートルーム等を活用し、その中に滞在させる。



避難者本人が、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル(午前 8 時から午後 10 時まで) 0570-056774 (つながらない場合は 045-285-0536) へ連絡し、音声案内「1」（感染の不安のある方、健康・医療に関すること等）において症状や今後の対応について相談をする。もしくは、かかりつけの病院に相談する。（かかりつけ病院から大きな病院を紹介してもらえる可



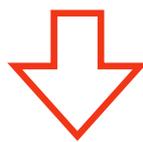
【病院での受診が必要と判断】  
受診前に必ず病院へ電話連絡する



【経過観察をするよう判断】



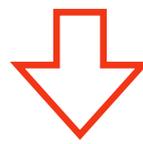
家族による支援や、自らの力で病院に行ける



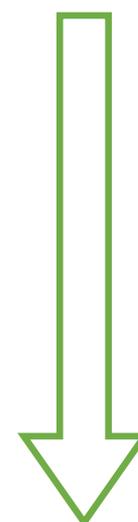
本人の体調、風雨等の状況からみて、自らの力で病院に行けない



自身で病院に行ってもらおう



救急車（119 番）を呼び、消防により病院へ搬送してもらおう



健常者とは別の体調不良者用避難スペースへ滞在させ、容体が悪化しないか経過観察する

**体調不良者が滞在している避難スペースは、  
使用後に次亜塩素酸ナトリウム等で消毒をしてください**

## 【体調確認用】避難者カード（避難世帯票）

◆感染症が発生した場合は、調査のため本カードを保健所へ提供する場合がございます。

△記入する際の注意事項 太枠は記入必須項目です。 (※)は受付担当者が記入します。	避 難 日 時			No (※)
	年	月	日 ( ) 時 分	
枚数 /	自治会	住 所	電 話 番 号	
			携帯 番号	

	氏名 (ふりがな)	続柄	年齢	性別	その他 (☆) (配慮や支援が必要な事、他の避難者へお手伝いできること)
1		世帯 代表者		男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

☆ 病気や障がい、妊娠している、動物アレルギーがある等配慮が必要な事項があればご記入ください

☆ 特技や資格を活かし、運営にご協力していただける方はご記入ください (例:英語が得意なため外国人の通訳として活躍できる)

避難の方法 (この避難施設に来るまでの交通手段) 該当するものにチェックしてください				
<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> バイク (No. )	<input type="checkbox"/> 自動車 (No. )	<input type="checkbox"/> その他 ( )

〈体調確認〉ご家族の中で次の症状に当てはまる場合はマルをつけ、該当する方の名前記入してください。				
(1) 発熱	あり ( ) °C、	月	日頃から)	・ なし 名前 ( )
(2) 息苦しさ(呼吸困難)	あり	( )	月 日頃から)	・ なし 名前 ( )
(3) 強いだるさ(倦怠感)	あり	( )	月 日頃から)	・ なし 名前 ( )
(4) 咳	あり	( )	月 日頃から)	・ なし 名前 ( )
(5) のどの痛み	あり	( )	月 日頃から)	・ なし 名前 ( )
(6) 味覚障害・嗅覚障害	あり	( )	月 日頃から)	・ なし 名前 ( )
(7) その他	( )			名前 ( )

◆上記(1)～(7)の症状に該当する場合は、通常の避難スペースとは別のスペースに滞在していただく場合がございます。

安否確認など他からの問い合わせに対して、氏名、住所を公開してもよいですか
は い ・ いいえ

以下の項目は、受付担当者が記載します (※)

受付日時	受 入 先	避難者名簿転記	担当者
年 月 日 ( ) 時 分			
その他記録 (体調不良者への対応記録や、補足事項を記載)			

**感染症拡大防止のためのお願い（避難スペースでの注意点）**

- ①滞在中は**マスクを着用**し、避難スペースに入る際は**手指消毒**をしてください。（2歳未満の子どもについては窒息等の危険があるためマスク着用は不要です。（公社）日本小児科医会資料より）
- ②避難スペースでは、世帯毎に**1～2mの距離をあけて滞在し、他の避難者との接触は避けて**ください。  
移動する際も、**人との間隔に距離を保って**ください。
- ③食事の前やトイレの後など、**こまめに手洗い**をしてください。
- ④咳やくしゃみをする際は、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を押さえる、又は上着の内側や袖で覆うなどして**咳エチケットを守って**ください。
- ⑤マスクや各自で出した**ゴミは必ず持ち帰って**ください。
- ⑥滞在中に体調が悪くなった場合は、職員へお声掛けください。
- ⑦可能な範囲で職員が換気を行いますのでご理解ください。

## 感染症対策についての掲示物一覧（参考）

### 感染症拡大防止のためのお願い（避難スペースでの注意点）

- ① 滞在中はマスクを着用し、避難スペースに入る際は手指消毒をしてください。（2歳未満の子どもについては窒息等の危険があるためマスク着用は不要です。（公社）日本小児科医会資料より）
- ② 避難スペースでは、世帯毎に1～2mの距離をあけて滞在し、他の避難者との接触は避けてください。移動する際も、人との間隔に距離を保ってください。
- ③ 食事の前やトイレの後など、こまめに手洗いをしてください。
- ④ 咳やくしゃみをする際は、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を押さえる、又は上着の内側や袖で覆うなどして咳エチケットを守ってください。
- ⑤ マスクや各自で出したゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑥ 滞在中に体調が悪くなった場合は、職員へお声掛けください。
- ⑦ 可能な範囲で職員が換気を行いますのでご理解ください。

① 感染拡大防止のためのお願い(資料3)

**感染症対策** へのご協力を  
お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

**① 手洗い** **正しい手の洗い方**

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつき、手のひらをよくこすります。  
② 手の甲をのばすようにこすります。  
③ 指先・爪の間を念入りにこすります。  
④ 指の間を洗います。  
⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。  
⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

**② 咳エチケット** **3つの咳エチケット**

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

× 何もせずに咳やくしゃみをする  
× 咳やくしゃみを手でおさえる  
○ マスクがない時  
○ マスクが正しい時  
○ 咳エチケット

マスクを着用する（口・鼻を覆う）  
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う  
袖で口・鼻を覆う

**正しいマスクの着用**

① 鼻と口の両方を確実に覆う  
② ゴムひもを耳にかける  
③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸  
厚生労働省  
厚労省 検索

② 感染症対策へのご協力をお願いします(厚生労働省)

## 【避難者カードについて】

万が一、避難所等に滞在していた方で新型コロナウイルス感染症の陽性患者が出た場合は、保健所に避難者カードを提出する（※）場合がございます。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」  
第15条「積極的疫学調査」によるもの

### ③(記載台付近へ掲示) 避難者カードについて

★各種掲示物はラミネート加工の上、開設セット内に配備されています。

感染症対策の掲示物に加えて、「避難スペースでのルール」や、風水害時においては「風水害時の情報収集」等のポスターも併せて掲示してください。

避難所運営にあたり対応場面ごとに想定される装備について（参考）

〔内閣府発行資料より一部抜粋〕

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

想定場面	装備	マスク	目の防護具 ※ 1	使い捨て手袋 ※ 3	掃除用手袋 ※ 3、4	長袖ガウン ※ 5
避難者受付時の 対応		○	△※2	○		
清掃、消毒		○	○		○	
体調不良者専用 ゾーンでの対応		○	○	○		
体調不良者専用 ゾーンの清掃、消毒		○	○		○	
ゴミ処理		○	○		○	○

※ 1 フェイスシールド又はゴーグル（目を覆うことが出来る物で代用可（シュノーケリングマスク等））

※ 2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。

単発的に、短時間（1人15分以内）で接する際は着用不要）

※ 3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※ 4 手首を覆うもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。

※ 5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。

出典【避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）】

〔内閣府〕29ページ、令和2年7月6日

[http://www.bousai.go.jp/Pdf/corona\\_QA2.Pdf](http://www.bousai.go.jp/Pdf/corona_QA2.Pdf)

【防護服の着用について（参考）】

防護服の着用が勧められる条件は、

- ・感染疑いがある方から飛沫を浴びる可能性が高い場合
- ・汚染物（嘔吐物など）に触れる場合

と、保健所より助言を受けています。

避難された体調不良者の状況に応じて、防護服着用について判断をしてください。

# 手作り感染予防着(ガウン)の作り方

## 用意するもの

45ℓのゴミ袋2枚



はさみ



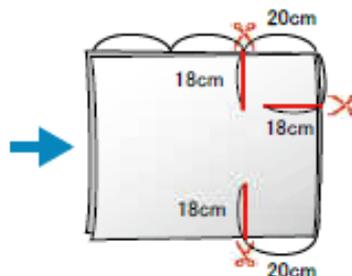
ガムテープ



## 作り方 【上半身用ガウン】

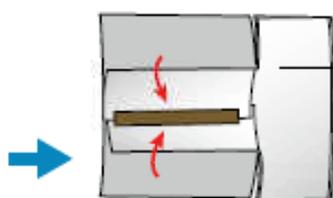


- ①右が底部、左が開口部になるように置く
- ②袋の両サイドをカットする

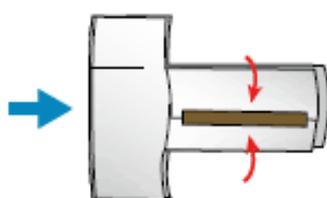


- ③底部から中央に向かって18cm切れ込みを入れる
- ④底から1/3のところ、両サイドから18cm切れ込みを入れる

上半身用ガウン完成!



- ⑤両サイドを谷折り  
→ガムテープを貼る

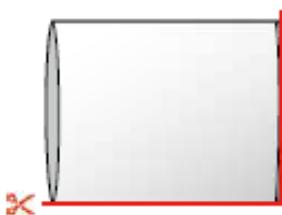


- ⑥裏返して反対側も同様に谷折り  
→ガムテープを貼る

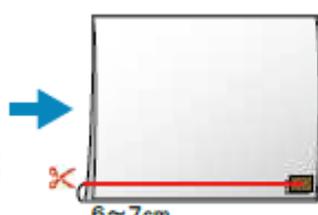


(時間があれば、袖口を三角に折ってガムテープで貼る)

## 【下半身用ガウン】



- ①右が底部、左が開口部になるように置く
- ②L字型に切り開く



- ③L字の角部分にガムテープを貼る(2枚目にも貼る)
- ④端から6~7cmのところをガムテープの半分までカット



下半身用ガウン完成!



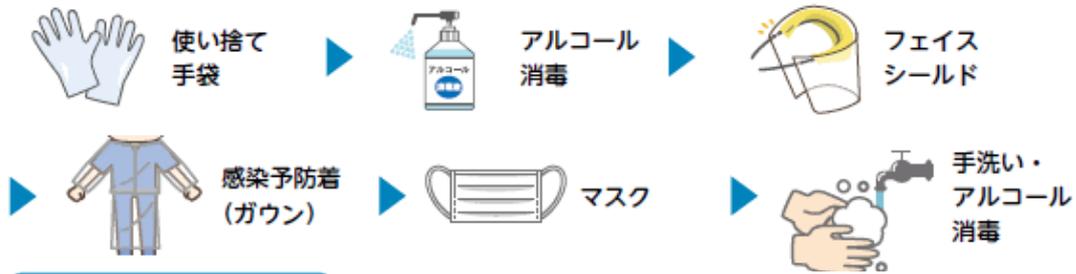
参考：公益財団法人 日本心臓血管研究振興会附属 榊原記念病院  
<http://www.hp.heart.or.jp/topics/topics-4400/>

【新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック】添付資料⑥(25ページ)  
(JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会、2020.5 発行 2020.7 修正 より引用  
<http://jvoad.jp/wp-content/uploads/2020/06/5a06198f7ed43dc4d5d3d57f86dc6032.pdf>)

# 感染予防具の脱ぎ方

**汚染されている外側の表面を素手で触らないこと**

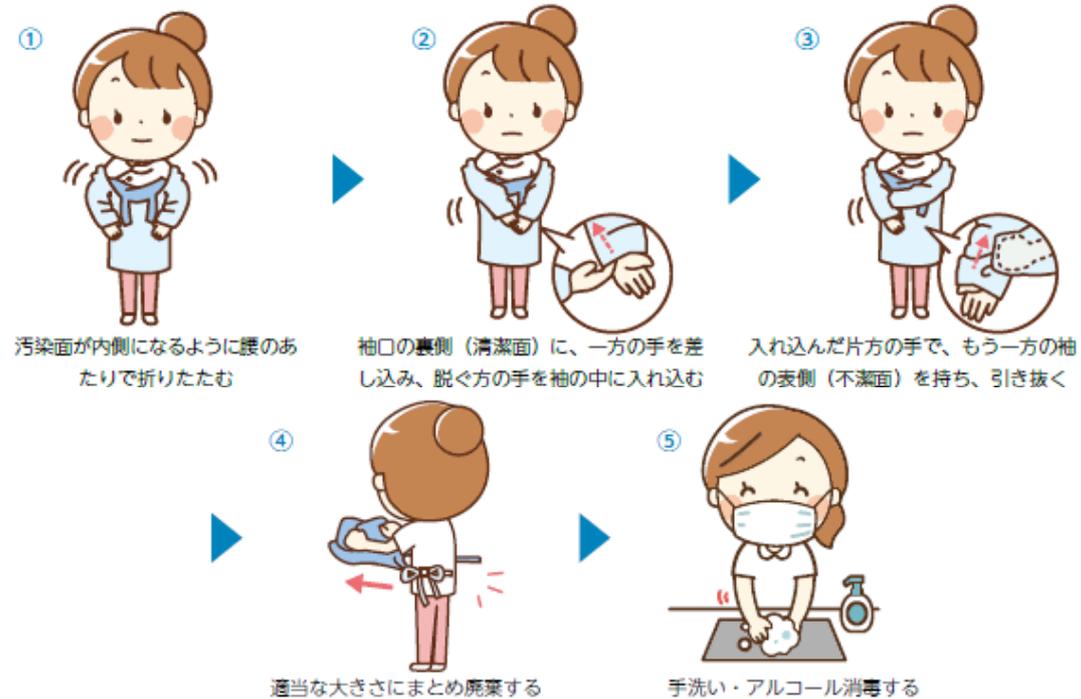
## 脱ぐ順番



### 使い捨て手袋の脱ぎ方



### 感染予防着(ガウン)の脱ぎ方



### マスクの脱ぎ方



【新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック】添付資料⑧ (27-28 ページ)  
 (JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会、2020.5 発行 2020.7 修正 より引用)

避難所における感染症対策マニュアル（第4版）

第1版 令和 2年 6月

第2版 令和 2年12月

第3版 令和 4年 5月

第4版 令和 5年 6月

平塚市市長室災害対策課

〒254-8686 平塚市浅間町 9-1

電話 0463-23-1111（代表）